

苫小牧市中小企業融資制度のご案内

▼融資利率は令和07年04月01日改定。

資 金 名	融 資 条 件					取 扱 金 融 機 関		
	資金使途	融 資 限 度 額	融 資 期 間	据 置 期 間	融 資 利 率			
小規模企業経営改善資金 ※詳細下記参照	運転資金	1 企業 2,000万円	7 年 以 内	1 年 以 内	1 年以内 年1.5% 1 年超 年2.0%	北洋銀行 北海道銀行 北陸銀行 苫小牧信用金庫 北央信用組合 室蘭信用金庫		
	設備資金	1 企業 2,000万円	15 年 以 内					
中 小 企 業 業 金 振 興 資 金	運転資金	1 企業 4,000万円	10 年 以 内				1 年以内 年1.9% 5 年以内 年2.5% 5 年超 年2.6%	の苫小牧市内各支店
	設備資金	1 企業 4,000万円	12 年 以 内					
店 舗 近 代 化 設 備 資 金	設備資金	1 企業 5,000万円 1 組合 8,000万円 テナント 入店資金 2,000万円	20 年 以 内	2 年 以 内	年1.9%			
中 小 企 業 機 械 等 購 入 資 金	設備資金	1 企業 2,000万円	10 年 以 内	半 年 以 内	年2.2%			
中小企業環境保全施設資金 ※詳細下記参照	設備資金 移転資金	1 件 3,000万円		1 年 以 内	年1.7%			
	次世代自動車 導入資金	1 企業 2,000万円						

資 金 名	貸 付 対 象			
小規模企業経営改善資金 ※詳細下記参照	従業員50人以下の企業	市内に独立した事業所を有し、かつ、市税(市民税・固定資産税)を完納していること	信用保証協会取扱対象業種であること	先行取得的土地購入資金、売却対象不動産購入資金、建設・不動産業による売却前提の不動産購入資金、市外進出資金は融資対象外
中 小 企 業 振 興 資 金	中小企業及び関係法令設立認可を受けた組合等			
店 舗 近 代 化 設 備 資 金	中小企業及び関係法令設立認可を受けた組合で物販小売業・飲食店を営むもの。	市内に独立した事業所を有し1年以上同一事業を営み、かつ、市税(市民税・固定資産税)を完納していること (店舗近代化資金を利用する組合は1年未満でも可)		
中 小 企 業 機 械 等 購 入 資 金	中小企業及び関係法令設立認可を受けた組合等			
中 小 企 業 環 境 保 全 施 設 資 金				

※中小企業環境保全施設資金

- ①北海道信用保証協会信用保証付資金です。
- ②信用保証料の補助制度があります。

※小規模企業経営改善資金

- ①北海道信用保証協会信用保証付資金です。
- ②資本金の額もしくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は個人、かつ従業員20人（宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業5人、医業を主たる事業とする法人20人）以下の場合、信用保証料の補助制度があります。
- ③個人の方は北海道信用保証協会の「無担保・無保証人保証制度」の利用が可能です。

北海道信用保証協会の保証付市融資制度を利用されている場合、『資金繰り円滑化借換保証制度』を本市融資制度でも利用でき、毎月の償還の負担軽減できます。

※ 金融審査がありますので無条件には利用できません。ご注意ください。

無 担 保 ・ 無 保 証 人 保 証 制 度

苫小牧市融資制度の小規模企業経営改善資金につきましては、北海道信用保証協会の「無担保・無保証人保証制度」を利用することができます。

この保証制度は、健全経営を行っていて、担保がなく、かつ保証人を得ることが困難な小規模企業者に対して北海道信用保証協会が行う無担保・無保証人による小口金融の保証です。

～ 保証限度額は、運転・設備資金あわせて 2,000万円以内 ～

資格要件

- ① 常時使用する従業員が20人「商業（卸売業・小売業）またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人」以下の個人の方。
※サービス業のうち、宿泊業および娯楽業については政令特例業種として常時使用する従業員が20人以下であれば対象となります。
- ② 北海道信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方。
- ③ 市内において1年以上同一業種の事業を営んでいる方。
- ④ 保証委託申込日以前1年間に於いて納期限が到来した下記のいずれかの租税があり、かつ当該税金を完納している方（納期限は延納、納税の猶予または納期限の延長による納期限を含みます）。
市民税・道民税……市民税・道民税は所得割の税額が課せられていることが必要です。
ただし、身障者・高齢者・寡婦により所得割の税額が控除された場合均等割の税額でも対象となります。
所得税……………予定納税を含む。源泉徴収による所得税以外の所得税があること。
事業税
- ⑤ この無担保無保証人保証制度以外に、北海道信用保証協会の保証残高がある場合は利用することができません。

中 小 企 業 者 の 範 囲

製造業・その他	資本・出資総額 3億円以下	又は 常時使用従業員300人以下
卸売業	資本・出資総額 1億円以下	又は 常時使用従業員100人以下
サービス業	資本・出資総額5千万円以下	又は 常時使用従業員100人以下
小売業	資本・出資総額5千万円以下	又は 常時使用従業員 50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本・出資総額 3億円以下	又は 常時使用従業員900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本・出資総額 3億円以下	又は 常時使用従業員300人以下
旅館業	資本・出資総額5千万円以下	又は 常時使用従業員200人以下

お 問 い 合 わ せ

苫小牧市産業経済部
産業振興室商業振興課
苫小牧市表町5丁目11番5号
ふれんどビル テナント棟3階
TEL32-6445

苫小牧中小企業相談所
苫小牧市表町1丁目1番13号
苫小牧経済センタービル2階
TEL33-5454（商工会議所内）

北海道信用保証協会苫小牧支店
苫小牧市表町1丁目1番13号
苫小牧経済センタービル2階
TEL33-1751